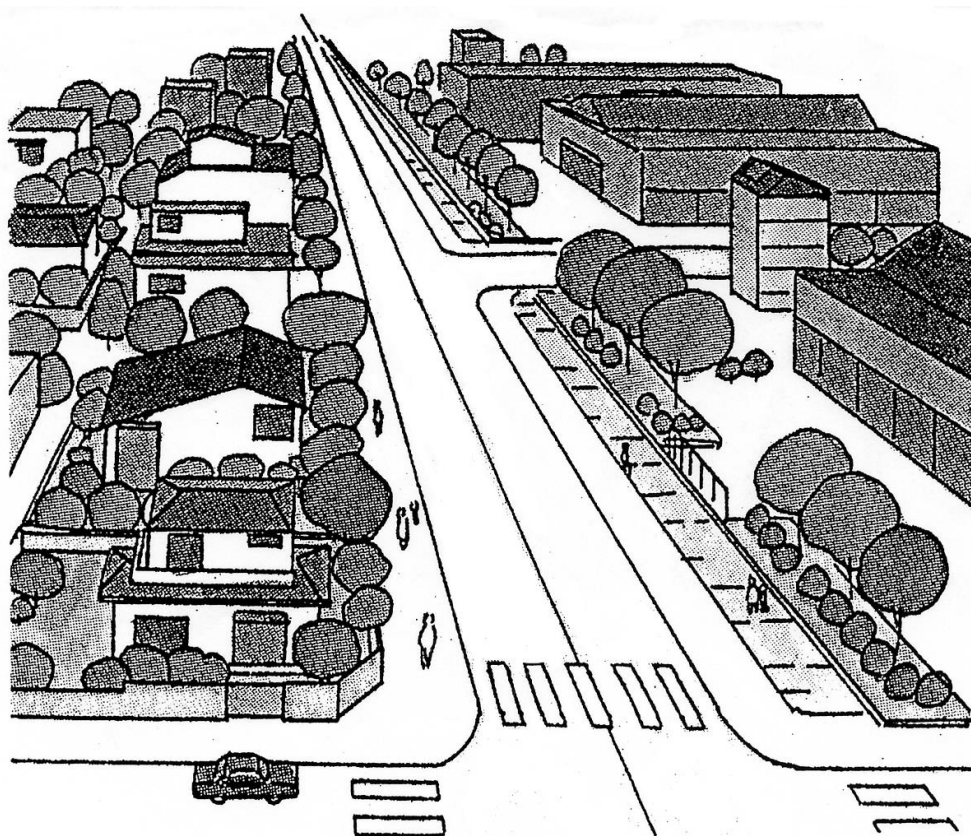


西高野(はやま)地区 地区計画

緑豊かで良好な生産環境づくりのために



野 田 市

緑豊かで良好な生産環境づくりのために

西高野地区では、内陸工業用地造成整備事業による基盤整備にあわせて、土地利用、建築物等を適切に規制・誘導することにより、緑豊かで良好な生産環境を有する工業団地の形成を図り、将来にわたって保全していきたいと考えています。

そのための、きめ細やかなまちづくりのルールが、「地区計画」です。

このルールを守り育てることが、このまちへの愛着と誇りにつながるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

目 次

- 1 西高野地区地区計画 計画書及び計画図
- 2 地区整備計画
 - (1) 建築物等の用途の制限
 - (2) 建築物の敷地面積の最低限度
 - (3) 壁面の位置の制限
 - (4) 建築物等の形態又は意匠の制限
 - (5) かき又はさくの構造の制限
 - (6) 土地利用の制限
 - (7) 地区計画区域の内外にわたる場合
- 3 届出について

1 西高野地区地区計画 計画書及び計画図

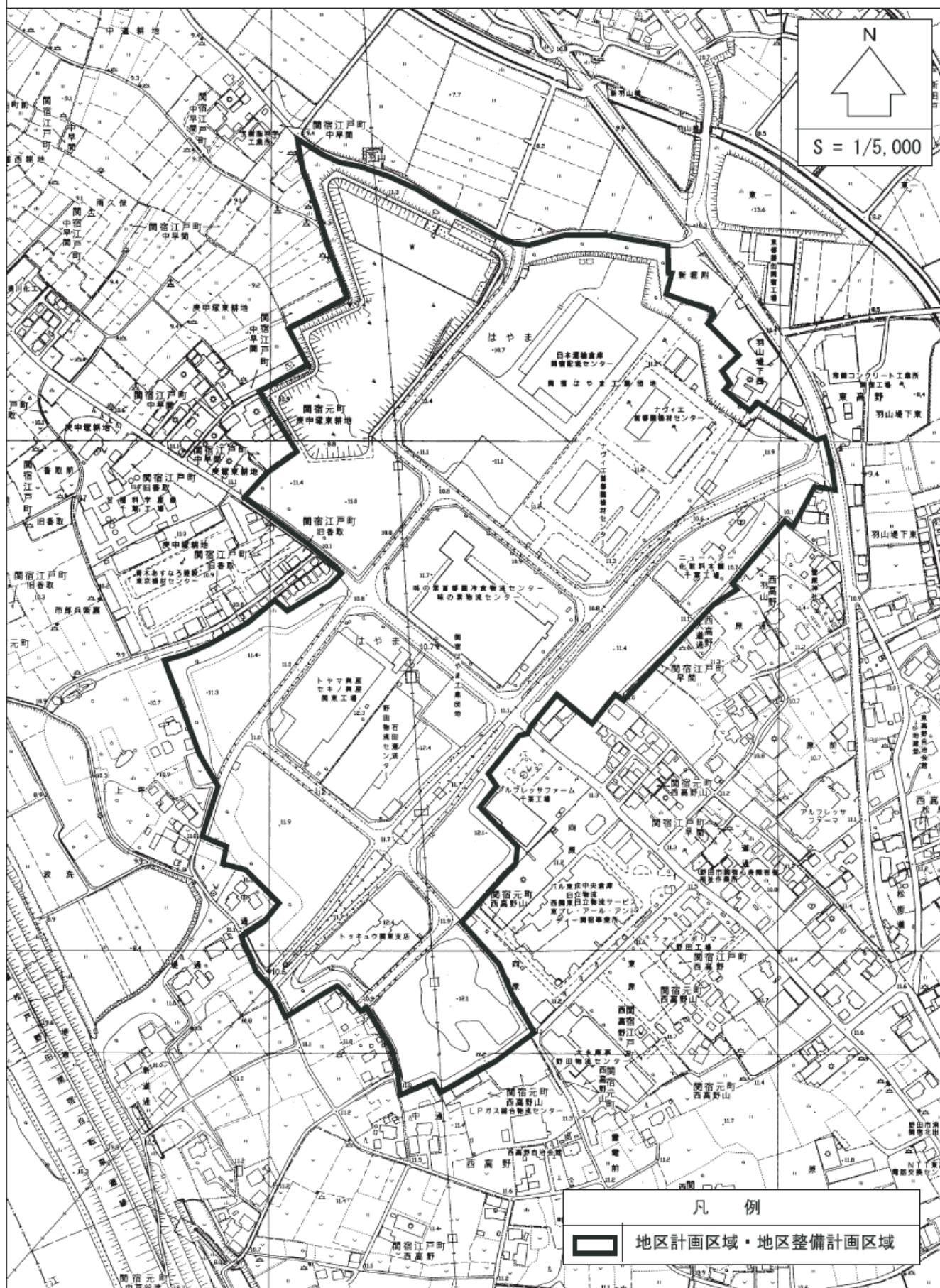
名 称		西高野地区地区計画
位 置		野田市はやまの全部の区域
面 積		約 29.8ha
地区計画の目標		本地区は、周辺の工業団地とつくば研究学園都市に連絡できるという立地条件を活かして、工業構造の質的転換と均衡のとれた地域構造の実現を目指し、産業の活性化、市民の就労の場の確保を図るため、企業を誘致する地区である。 このため、本地区では内陸工業用地造成整備事業による基盤整備に併せて地区計画を定め、土地利用、建築物等を適切に規制・誘導することにより、良好な都市の生産環境を形成し、保持することを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区の土地利用は、工業用地を主体とし、地区境界部に緩衝緑地帯を設置するほか地区の両端に公園を配置し、周辺環境への配慮と当該地区の開発イメージの増進を図り、緑に囲まれた良好な生産環境の形成、保全を図る。
	地区施設の整備の方針	本地区における地区施設は、工業用地造成整備事業により一体的に配置されているので、これらの地区施設の機能が損なわれないよう維持保全に努める。
	建築物等の整備の方針	本地区における土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限及び土地利用の制限を定め、周辺住宅地及び周辺環境との調和に留意した、緑豊かで良好な生産環境を有した工業団地の形成を図る。

都市計画決定 平成 8 年 4 月 1 日 関宿町告示第 39 号
都市計画変更 平成 15 年 4 月 25 日 関宿町告示第 49 号
都市計画変更 平成 19 年 3 月 20 日 野田市告示第 38 号

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	本地区においては、次に掲げる建築物を建築してはならない。 1. 自動車教習所 2. カラオケボックスその他これに類するもの 3. 畜舎（研究用のものを除く。） 4. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5. 保育所その他これに類するもの（就労者のため建築物の附帯施設として設置されるものを除く。） 6. 診療所その他これに類するもの（就労者のため建築物の附帯施設として設置されるものを除く。） 7. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 8. 公衆浴場
		建築物の敷地面積の最低限度	1, 0 0 0 m² ただし、建築基準法別表第2（い）項第9号及び（は）項第7号に掲げるものの用に供する敷地並びに市長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地の用に供するものを除く。
		壁面の位置の制限	建築物の外壁面又は、これに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は次のとおりとする。 1. 隣地境界線までの後退距離は1. 0 m以上とする。 2. 1号壁面線の表示のある箇所においては、道路境界線までの距離は1. 0 m以上とする。 3. 2号壁面線の表示のある箇所においては、道路境界線までの距離は2. 0 m以上とする。 4. 3号壁面線の表示のある箇所においては、道路境界線及び隣地境界線までの距離は2 0. 0 m以上とする。 ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上、構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は次に掲げるものはこの限りでない。 ・建築物の管理上最小限必要な附属施設。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の形態又は意匠の制限は次のとおりとする。 1. 建築物の屋根、外壁等の色彩は、原則として原色を避け、周囲の景観と調和したものとする。 2. 敷地内に設置する屋外公告物は、形態、色彩、意匠その他の表示方法が美観風致を害さないものとし、かつ、次の要件に適合するもので、1事業所当たり3箇所以内とする。ただし、市長が公益上やむを得ないと認めたものについては、この限りではない。 ① 自己の事業及び建築物を表示するもの。 ② 建築物に設置する場合は、壁面に設置するものとする。また、敷地内の空地に設ける場合は、壁面の位置の制限の距離以上離して設置するものとする。
		かき又はさくの構造の制限	道路境界側のかき又はさくの構造は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。ただし、その他の法令においてコンクリート擁壁等の設置が義務付けられている場合、市長が建築物の管理・保安上やむを得ないと認めた場合又は幅が5 m、高さが2 m以下の門柱、門の袖等の設置にあつては、この限りではない。 ① 生け垣 ② 設置箇所の宅地地盤面からの高さが2. 0 m以下の透視可能なフェンス又は鉄柵で、基礎を構築する場合は、基礎の高さが設置箇所の宅地地盤面から0. 6 m以下のもの。 ③ 生け垣と基礎を組み合わせたもので、基礎の高さが設置箇所の宅地地盤面から0. 6 m以下のもの。
	土地の利用に関する事項	現存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限	本地区に整備された緩衝緑地（幅員2 0 m）及び緑化協定により整備される緑地については、緑地部分を緑地以外の目的の利用と併用してはならない。 ただし、市長が建築物の管理・保安上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。

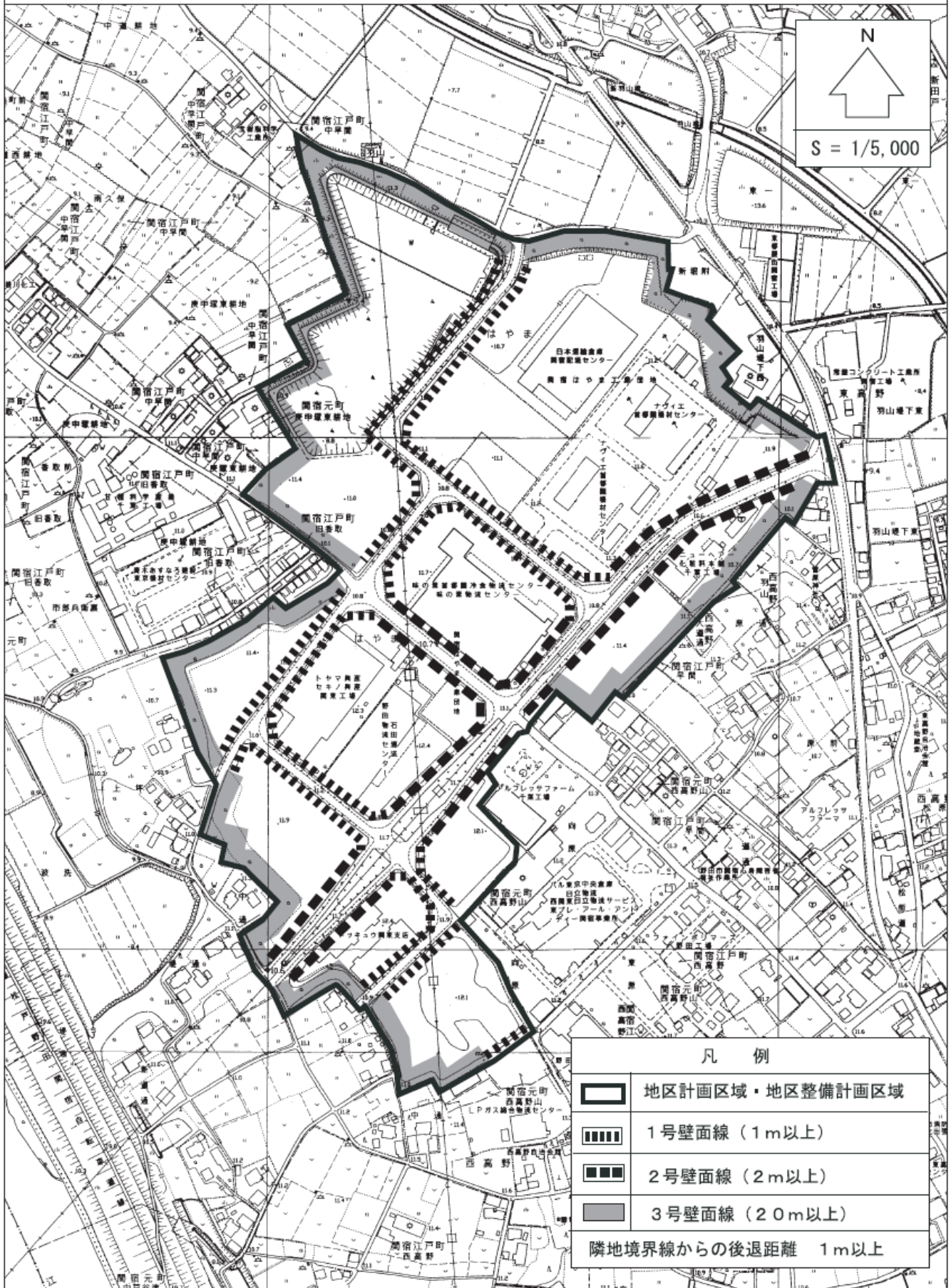
西高野地区 地区計画

計画図（区域）



西高野地区 地区計画

計画図（壁面の位置の制限図）



2 地区整備計画

前掲の地区計画による制限の目的、内容をより詳しく解説します。

(1) 建築物等の用途の制限

【目的】 工業団地の環境に適さない建築物等の立地を制限し、良好な生産環境を形成します。

【解説】 地区に建築できる建築物等は、用途地域ごとに建築基準法で定められていますが、さらに、地区の特性に適さない用途の建築物等を地区計画で制限します。
それをまとめたものが次頁の表ですが、概ねの目安ですので、詳しくは建築指導担当にご相談ください。

西高野地区地区計画 用途規制一覧表

	○：建築基準法において建てられる建築物等の用途 △：建築基準法において一定の範囲の建てられる建築物等の用途 ×：建築基準法において制限する建築物等の用途 ●：地区計画において制限する建築物等の用途	用 途 地 域	工 業 専 用 地 域
住宅等	住宅		×
	共同住宅、寄宿舎、下宿、長屋		×
	兼用住宅で店舗、事務所などの部分が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		×
公共施設 病院 学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館等		×
	神社、寺院、教会等		●
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		×
	公衆浴場		●
	診療所、保育所等（就労者のため建築物の付帯施設として設置されるもの）		○
	診療所、保育所等（就労者のため建築物の付帯施設として設置されるものを除く）		●
	老人福祉センター、児童厚生施設等		●
	巡査派出所、公衆電話所、郵便局等		○
	大学、高等専門学校、専修学校等		×
	病院		×
	自動車教習所		●
店舗等	店舗等の床面積が10,000㎡以下のもの（物品販売店舗及び飲食店を除く）		○
事務所等	事務所等		○
ホテル等	ホテル、旅館		×
遊戯施設 風俗施設等	ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設		×
	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等		×
	カラオケボックス等		●
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等		×
	キャバレー、料理店等		×
	個室付浴場業に係わる公衆浴場等		×
工場 倉庫等	畜舎（研究用のもの）		○
	畜舎（研究用のものを除く）		●
	単独車庫（附属車庫を除く）		○
	建築物附属自動車車庫		○
	倉庫業倉庫		○
	自動車修理工場		○
	パン屋、米屋、豆腐屋、畳屋、自転車店等で作業場の床面積の合計が50㎡以下かつ原動機の出力が一定以下のもの		○
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場		○
	〃 少ない工場		○
	〃 やや多い工場		○
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場		○
	火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設		○
	〃 少ない施設		○
	〃 やや多い施設		○
	〃 多い施設		○

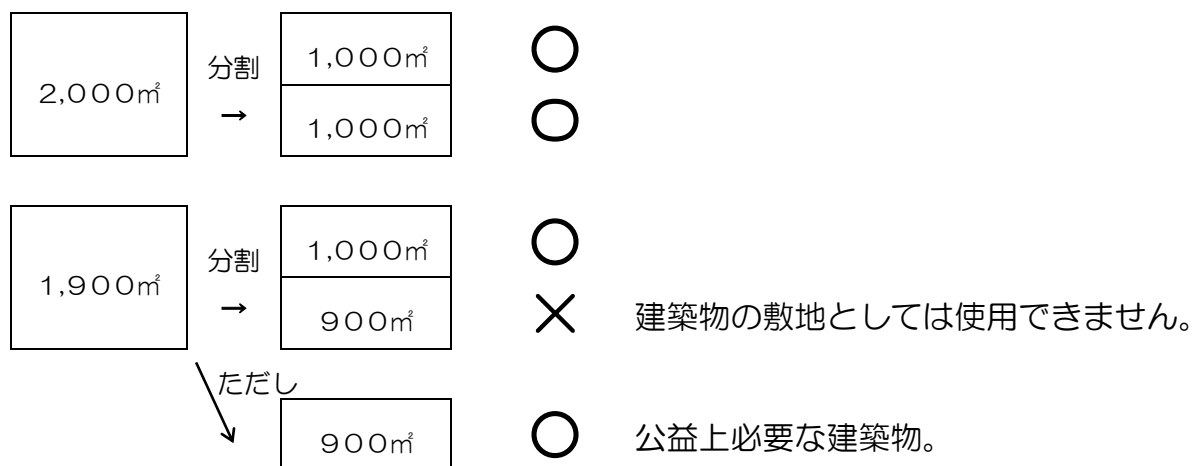
(2) 建築物の敷地面積の最低限度

全 区 域
1,000㎡
次のものは除きます。 • 公益上必要な建築物の敷地として使用するもの。 (例：巡査派出所・公衆電話所・地方公共団体の支所・税務署、郵便局、警察署、保健所、消防署等で4階以下のもの等) • 市長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地として使用するもの。

【目的】 無秩序な敷地の細分化を防ぎ、敷地内に必要とされる空地（緑地等）を確保します。

【解説】 建築物を建築する際に、その敷地面積が上記の規定値以上でなければ建築できません。

◆敷地分割の例

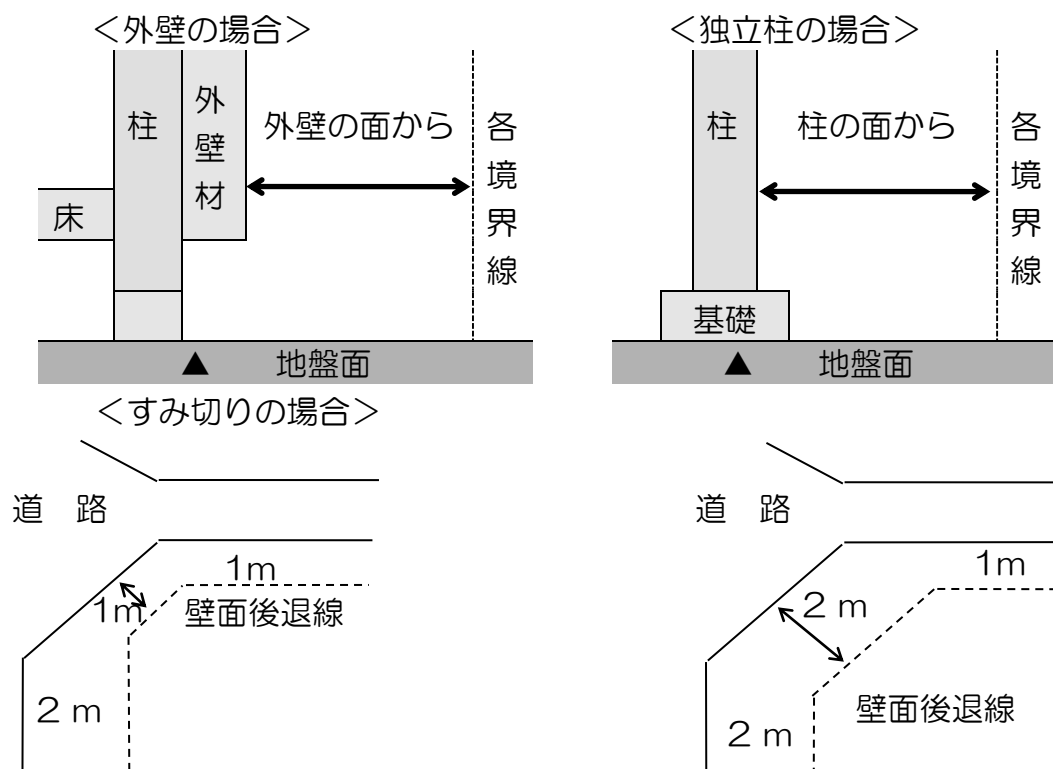


(3) 壁面の位置の制限

全 区 域	建築物の外壁面又は、これに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は次のとおりとする。 1. 隣地境界線までの後退距離は1.0m以上とする。 2. 1号壁面線の表示のある箇所においては、道路境界線までの距離は1.0m以上とする。 3. 2号壁面線の表示のある箇所においては、道路境界線までの距離は2.0m以上とする。 4. 3号壁面線の表示のある箇所においては、道路境界線及び隣地境界線までの距離は20.0m以上とする。
-------	---

【目的】 敷地内空地及び、緩衝緑地帯を確保し、安全で快適な工業団地を形成します。

【解説】 道路境界線及び、隣地境界線まで、上記の距離を後退して建築します。
「柱の芯から」ではなく、「面から」の有効寸法です。



※各道路境界線の平行線の交点を壁面後退線とします。

【適用除外】 次にあげるものは、後退せずに建築できます。

- ・市長が公益上必要な建築物で用途上、構造上やむを得ないと認めて許可したもの
- ・建築物の管理上最小限必要な付属施設

「建築物の管理上最小限必要な付属施設」

工場の守衛小屋等については、建築できます。

(4) 建築物等の形態又は意匠の制限

全区域	1. 建築物の屋根、外壁等の色彩は、原則として原色を避け、周囲の景観と調和したものとする。 2. 敷地内に設置する屋外広告物は、形態、色彩、意匠、その他の表示方法が美観風致を害さないものとし、かつ、次の要件に適合するもので、1事業所当たり3箇所以内とする。ただし、市長が公益上やむを得ないと認めたものについては、この限りではない。 ① 自己の事業及び建築物を表示するもの。 ② 建築物に設置する場合は、壁面に設置するものとする。また、敷地内の空地に設ける場合は、壁面の位置の制限の距離以上離して設置するものとする。
-----	---

【目的】 街並みに統一感を与えるとともに、周辺の緑や建築物等と調和のとれた、魅力的な景観を形成します。

【解説】

1. 色彩

①原則として、原色を避け、落ちついた色彩を基調としてください。

ここで言う「原色」とはマンセル表色系(※)における各色相の最高彩度色を原色として考えています。落ち着いたある中・低彩度色を基調としてください。

②周囲の景観と調和したものとしてください。

周辺環境と調和した、落ち着いた街並みの形成を目指すことから、周辺の緑（彩度6程度）との調和が重要になります。建築物の色彩として著しく違和感があるような色彩は基調としないでください。

③アクセントカラー

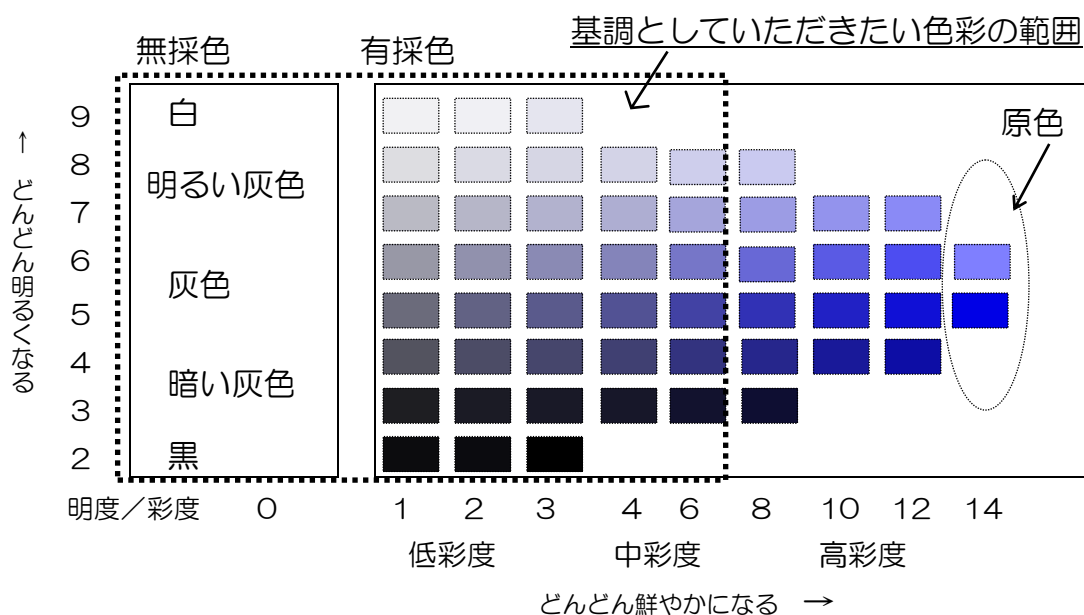
ここでいう建築物の屋根、外壁等の色彩は、建物の大部分を覆うベースとなる色彩のことで、鮮やかな色彩などを開口部の枠など限定された範囲でアクセントカラーとして効果的に用いることは差し支えありません。

※参考：マンセル表色系は、一つの色を[色相・明度・彩度]で表すシステムです。

例 [5 R 5 / 1 4] → これをマンセル記号といいます
色相 明度 彩度

◇マンセル表色系のイメージ

(イメージですので実際のカラーについては都市計画課窓口にてご確認ください。)



※地区計画の届け出の際には、届出書に色の値（マンセル記号）を記入していただきます。また、各部材の色のサンプルやカタログの切り抜きを添付するか、立面図に実際の色を着色してください。色の値については、都市計画課窓口でご相談ください。

2. 屋外広告物

「屋外広告物」とは、屋外広告物法第2条第1項に定めるものをいいます。

〈屋外広告物法抜粋〉

第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

「形態、色彩、意匠、その他の表示方法が美観風致を害さないもの」とは、千葉県屋外広告物条例施行規則別表第4に定める許可の共通基準を満たすもので、周辺の緑や建築物等との調和に配慮し、建築物等と一体となって落ち着いた街並み景観を形成するものをいいます。

〈千葉県屋外広告物条例施行規則 別表第4〉

- 1 地色に黒色又は原色を使用したことにより、美観風致を害するものでないこと。
ただし、登録商標については、この限りでない。
- 2 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したこと等により、美観風致を害し、又は、交通の安全を妨げるものではないこと。

①「自己の事業及び建築物を表示するもの」

自己の名称、商標、事業の内容又は建築物を表示するため自己の工場、事業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等をいいます。

【適用除外】

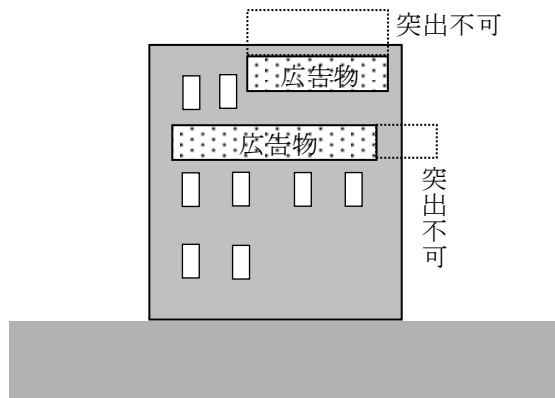
千葉県屋外広告物条例第8条第1項及び第2項の禁止地域等での適用除外に準じ、以下のものを適用除外します。

- 法令に基づき表示し、又は設置する広告物等
- 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等
- 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動のため表示し、又は設置する広告物等
- 冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に表示し、又は設置する広告物等
- 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等
- 政治、労働、宗教、報道その他の営利を目的としない活動又は行事のため一時的に表示し、又は設置する広告物等
- 地方公共団体が住民の利用に供するために設置する掲示板に表示する広告物
- 次に掲げる広告物等で規則で定める基準に適合するもの
 - 1) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等
 - 2) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物
 - 3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物
 - 4) 町内会、自治会その他の町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が表示し、又は設置する掲示板、案内図板その他これらに類する規則で定める広告物等
- 以上に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める広告物等
- 次に掲げる広告物等で、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置するもの
 - 1) 道標及び案内図板
 - 2) 公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等、又は設置する広告物等
 - 3) 煙突並びにガスタンク及び水道タンク並びにタンクで知事が指定するものに表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

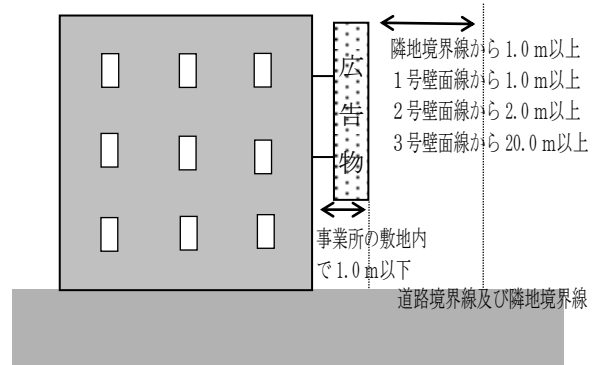
※ 屋外広告物については、別に条例に基づく許可申請が必要になります。
（窓口は都市計画課）

- ② 建築物に設置する場合は、壁面に設置（突出は不可）するものとし、敷地内の空地に設ける場合（建築物から独立したもの）は、壁面の位置の制限の距離以上離して設置するものとする。また、1事業所当たり3箇所以内とする。

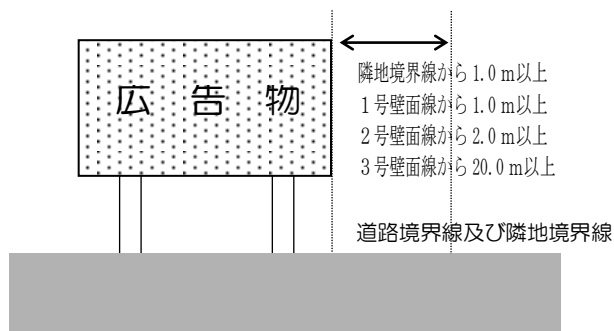
1. 建築物等の壁面に表示又は掲示する場合



2. 建築物の壁面から突出するものを設置する場合



3. 建築物から独立したものを設置する場合



(5) かき又はさくの構造の制限

全 区 域 の 道 路 境 界 線	道路境界側のかき又はさくの構造は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。ただし、その他の法令においてコンクリート擁壁等の設置が義務付けられている場合、市長が建築物の管理・保安上やむを得ないと認めた場合又は幅が5m、高さが2m以下の門柱、門の袖等の設置にあっては、この限りではない。 ① 生垣 ② 設置箇所の宅地地盤面からの高さが2.0m以下の透視可能なフェンス又は鉄柵で、基礎を構築する場合は、基礎の高さが設置箇所の宅地地盤面から0.6m以下のもの。 ③ 生垣と基礎を組み合わせたもので、基礎の高さが設置箇所の宅地地盤面から0.6m以下のもの。
------------------------------	--

※フェンスは透視可能なものとする。

※ここでの透視可能とは通風性があり、正面から見て、支柱及び柵部分を含めて遮るものがない空間部分が50%以上あるもの（すりガラス状のもの等ではない。）。

【目的】 ブロック塀倒壊等の事故防止を図るとともに、生垣による緑化を推進し、緑豊かで快適な街並みを形成します。

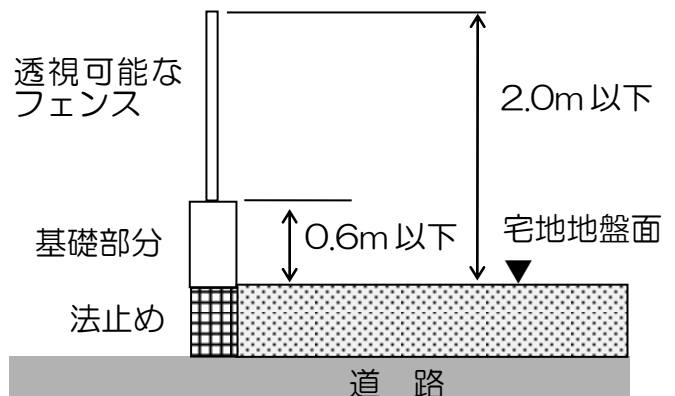
【解説】 かき又はさくの高さは、宅地側の直近の地盤面からの高さとしします。

生垣やフェンス等の基礎となるコンクリートブロック等は0.6mまで施工できます。

道路と宅地地盤面に高低差がある場合の法止めは、高さに関係なく施工できます。

幅が5mで、かつ高さが2m以下の門柱、門の袖等は制限されません。

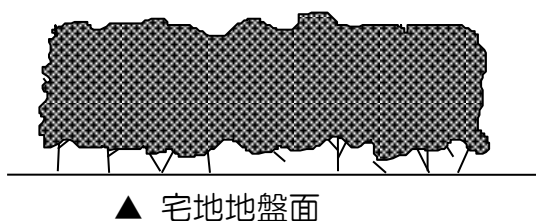
※宅地地盤面が道路面より極端に低い場合はご相談ください。



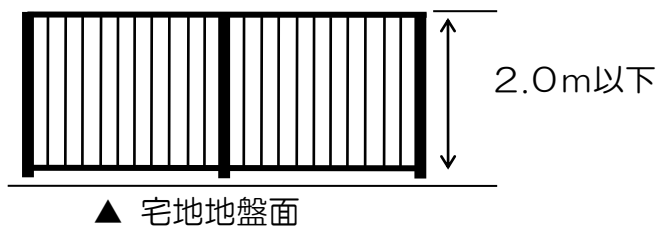
「その他の法令においてコンクリート擁壁等の設置が義務付けられている場合」対象施設としては「危険物取り扱い施設」等があります。

◆かき又はさくの構造例（道路境界側）

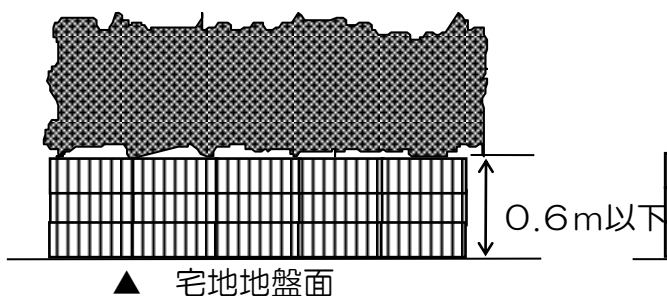
①生垣



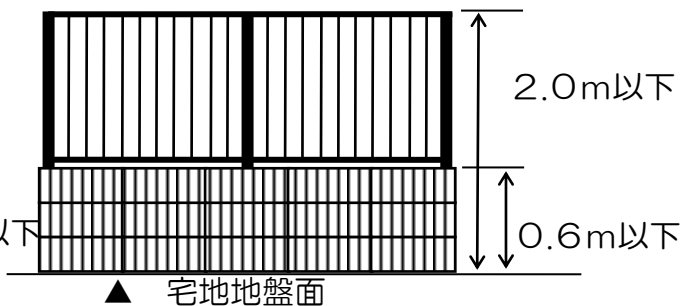
②透視可能なフェンス又は鉄柵



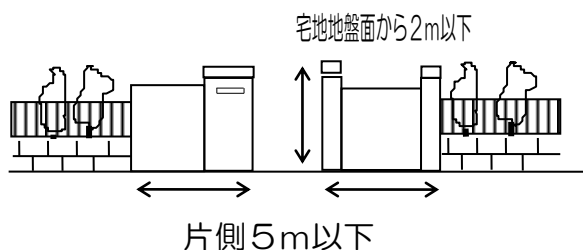
③生垣と基礎を組み合わせたもの



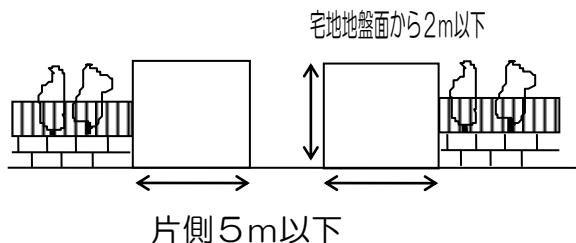
④透視可能なフェンスと基礎を組み合わせたもの



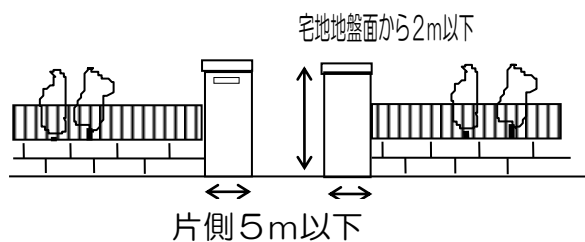
⑤門柱と門の袖を組み合わせたもので片側の長さが5m以下で、高さが宅地地盤面から2m以下のもの



⑥門の袖のみのもので片側の長さが5m以下で、高さが宅地地盤面から2m以下のもの



⑦門柱のみのもので片側の長さが5m以下で高さが宅地地盤面から2m以下のもの



(6) 土地利用の制限

現存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限

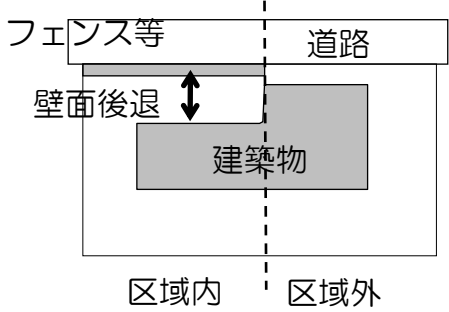
本地区に整備された緩衝緑地（幅員20m）及び緑化協定により整備される緑地については、緑地部分を緑地以外の目的の利用と併用してはならない。

ただし、市長が建築物の管理・保安上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。

【目的】 周辺環境に配慮した、緑豊かで良好な生産環境を維持するため、地区周囲の緩衝緑地及び、緑化協定により整備された緑地を保全します。

【解説】 緑地部分に建築物、工作物等を建設したり、屋外広告物を設置するなど、緑地以外の目的で土地利用を図ることはできません。

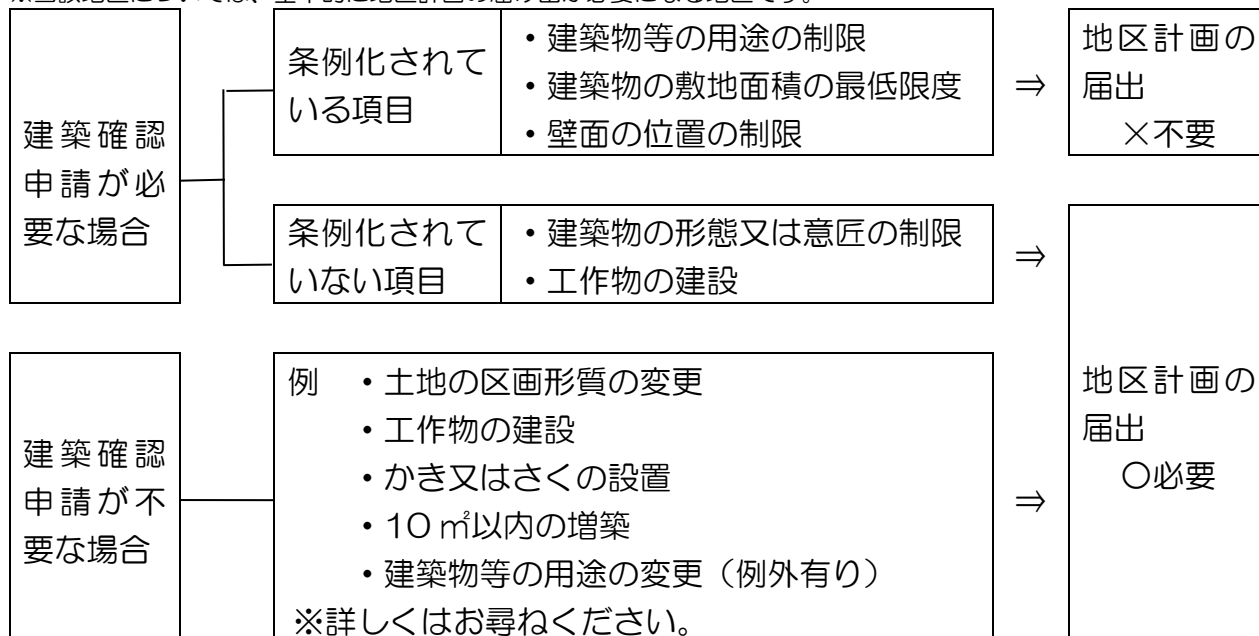
(7) 地区計画区域の内外にわたる場合

建築物等の用途の制限 建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限 建築物の形態又は意匠の制限 かき又はさくの構造の制限
敷地の過半が地区計画区域内にあるとき →敷地全部に制限を適用する 敷地の過半が地区計画区域外にあるとき →敷地全部に制限を適用しない ※建築物を敷地のどこに建築するかは関係ありません。	地区計画区域内の部分のみ、制限を適用します。 生垣又はフェンス等  壁面後退 区域内 区域外

3 届出について

1. 地区計画の内容は、「建築物等の形態又は意匠の制限」及び「かき又はさくの構造の制限」を除き、「野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」に定められています。そのため、建築確認申請が必要な場合、条例化されている項目は建築確認の中で審査されますので、地区計画の届出は不要です。

※当該地区については、基本的に地区計画の届け出が必要になる地区です。



2. 届出書および下記の添付図面を、当該行為の着手する日の30日前までに、野田市都市計画課（市役所6階）へ1部提出してください。

行為の種別	図面	縮尺	備考
土地の区画 形質の変更	位置図	1/2500	都市計画図（都市計画課で販売しています）
	土地利用 計画図	1/500 以上	＜道路・宅地の造成の場合＞ 各宅地の敷地面積がわかるもの ＜切土・盛土の場合＞ 不要
	設計図	1/100 以上	＜道路・宅地の造成の場合＞不要 ＜切土・盛土の場合＞ 当該行為を行う区域、敷地内の地盤の高さ等がわかる 平面図及び断面図
建築物の新築 建築物等の形態 又は意匠の変更	位置図	1/2500	都市計画図（都市計画課で販売しています）
	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物の位置を表示
	立面図	1/100 以上	4面 色彩がわかるサンプル又はカタログの切り抜きを添 付するか、立面図に使用する色を着色してください
工作物の建設 屋外広告物の 設置又は変更	位置図	1/2500	都市計画図（都市計画課で販売しています）
	配置図	1/100 以上	敷地内における工作物の位置を表示
	立面図	1/100 以上	＜屋外広告物の場合＞表示内容を記載してください 色彩がわかるサンプル又はカタログの切り抜きを添 付するか、立面図に使用する色を着色してください
かき又は さくの設置	位置図	1/2500	都市計画図（都市計画課で販売しています）
	配置図	1/100 以上	敷地内におけるかき又はさくの位置を表示
	外構図	1/100 以上	設置する部分、構造、高さがわかる断面図及び正面図
建築物の増築 ・改築・移転	位置図	1/2500	都市計画図（都市計画課で販売しています）
	配置図	1/100 以上	道路境界線までの最短部分の有効寸法を記載してく ださい
	立面図	1/100 以上	＜建築物の増築・改築の場合＞4面 色彩がわかるサンプル又はカタログの切り抜きを添 付するか、立面図に使用する色を着色してください
	平面図	1/50 以上	各階のもの
建築物等の 用途の変更	位置図	1/2500	都市計画図（都市計画課で販売しています）
	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示
	平面図	1/50 以上	用途を変更する部分を明記してください

※届出者が法人である場合、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を、住所はその所在地を記載してください。

※必要に応じて、その他参考となる資料を添付してください。

※西高野地区以外の地区は、別様式の届出書と添付図面が必要ですので、ご注意ください。

地区計画の区域内における行為の届出書（西高野地区）

年 月 日

（宛 先） 野 田 市 長

届出者 住所

氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、下記により届け出ます。

記

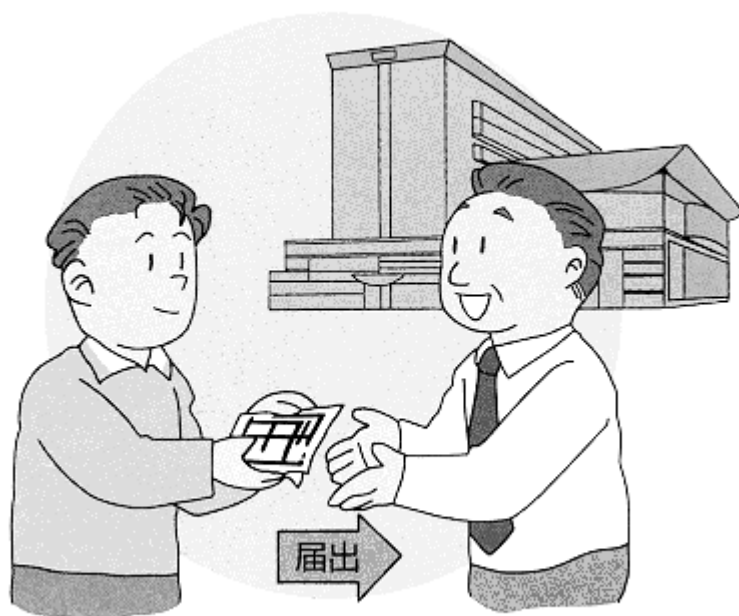
- 1 行為の場所 野田市はやま
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積 m ²			
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別	(建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)			
	(ロ) 設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計
		(Ⅰ) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²
		(Ⅱ) 延べ面積	m ²	m ²	m ²
		(Ⅲ) 敷地面積	m ²	「野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」に制限を定めているため、 <u>建築確認申請を行う場合、建築確認時に審査されます。</u>	
		(Ⅳ) 建築物等の用途			
		(Ⅴ) 壁面の後退距離	(有効) m		
		(Ⅵ) 形態、意匠	屋根の色彩 色相_____明度_____彩度_____ 外壁等の色彩 色相_____明度_____彩度_____		
	(Ⅶ) かき又はさくの構造	屋外広告物 設置数 _____ (壁面に設置・独立して設置) 後退距離 _____ 号壁面線から _____ m 色相_____明度_____彩度_____			
		道路側 無 ・ 有 (宅地地盤面からのさくの高さ _____ m) (宅地地盤面からのブロック等基礎の高さ _____ m)			
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ床面積	「野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」に制限を定めているため、 <u>建築確認申請を行う場合、建築確認時に審査されます。</u>			
	(ロ) 変更前の用途				
	(ハ) 変更後の用途				
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容			

連絡先

住所			
氏名		電話	

決裁	課長	補佐	係長	係員	上記の届出内容は地区計画に適合しています。



届出は、お忘れなく。

野田市 建設局 都市部 都市計画課
〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1
TEL 04-7125-1111 (代表)
令和2年2月